

構造的支配—権力パラダイムの擁護（2）

——川端久夫先生の批判への返答——

坂 本 雅 則

キーワード

構造的支配
構造還元モデル
主体還元モデル
社会構造「区分化有害」論
社会構造「一本化」論
所有行為「本質」論
意思決定「二段階」論
タイプ化された権力

- ① 所有行為「本質」論について
- ② 意思決定「二段階」論の有効性について
- ③ 権力のタイプ化を行う意義について
(以上まで本号)

3. 学説史上の位置づけに対する批判

- (1) 川端論文による批判内容
- (2) 批判内容に対する返答

「疑念」が起きる根本原因

おわりに (以上まで次号)

目 次

はじめに

構造的支配—権力パラダイムの基礎的諸概念

1. 方法論としての批判的実在論
 - (1) 実在的領域の設定意義
 - (2) TMSA モデルの提起
2. 構造的支配—権力パラダイムの再説
 - (1) 社会的存在のあり方：生産様式・再生産様式・生産関係
 - (2) 三つの抽象水準の設定
 - (3) 企業という社会的領域の原理的把握
 - (4) 構造的支配と権力のタイプ化

提起された個別「疑念」への返答

1. 「社会システム」論・「社会構造」論に対する批判
 - (1) 川端論文による批判内容
(以上まで第48巻第3号)
 - (2) 批判内容に対する返答
 - ① 構造還元論という批判について
 - ② 社会構造「区分化有害」論について
 - ③ 社会構造「一本化」論について
2. 企業論に対する批判
 - (1) 川端論文による批判内容
 - (2) 批判内容に対する返答

(2) 批判内容に対する返答

構造的支配—権力パラダイムでは、抽象水準を三つに分けて議論しており、歴史上存在した個別の社会システムすべてを含んだような抽象水準を、Level IIIとして、いわば「総体としての社会システム」レベルを設定していた¹⁾。

この「総体としての社会システム」レベル分析を行った意義は、人間主体の行為に対して作用する「構造的要因」の程度を認識するために必要な作業であると考えたからである。

- 1) この三つの抽象水準設定があらゆる研究に妥当性を持つと考えているわけではない。あくまで企業における「所有と支配」論を議論する上で必要と思えるから行ったということである。もし企業という社会的存在ではない「別の社会的領域」を研究するには別の抽象水準設定が使われうる。当該の個別領域には特定の既存学説とその到達点・限界点があり、それに応じて、統一するための新概念の創出が要求される。「社会システム—企業—個人」という社会的存在論としての抽象水準設定の有効性は証明されるべき課題である。

① 構造還元論という批判について

まず、構造的支配—権力パラダイムは「社会システム（＝社会構造）＝生産関係」という明確な手続きがないまま、（社会）構造決定論モデルになっている、という批判からはじめる。

この Level III の議論を行う意義は、「経済的循環運動」とそれを「階級過程」という概念道具で分析することで、社会システム全体がもつ因果的作用・創発的性質を特定化するには何が重要であるのか、を析出させる点にあった。

前者の「経済的循環運動」が、社会システムの再生産を考える上で、重要な分析視角であることは何もマルクス主義の専売特許ではない。また、人類学の成果を考慮した場合²⁾、伝統的な「土台—上部構造」論の解釈＝生産関係基礎説＝経済決定論はとても支持できるしろものではないことも現在では自明である。

後者の「階級過程」論というのは Resnick/Wolff が提起している「剰余労働の創出・交換・分配過程」のことである。社会（システム）分析上、「階級」という概念を使用すること自体は、社会学の領域において別に珍しいことではない。中でも Resnick/Wolff らの「階級」概念を使用したのは、彼らの「階級」に対する動態的把握に注目したことと伝統的マルクス主義の解釈ではいかに限界があるかを暗示するためであった。

以上のことから、この Level III における「社会システム」の内容規定に関して、マルクス主義的な伝統的「土台—上部構造」論を想定していない。この抽象水準で述べている「一般的存在形態」というのはあくまで「一般性」であり、なんらの具体的規定性が付与された抽象水準ではないのである³⁾。

2) 拙著『企業支配論の統一的パラダイム：「構造的支配」概念の提唱』文真堂、2007年）でも拙稿三部作（『構造的支配—権力パラダイムの学説的位置づけ(1)(2)(3)』『龍谷大学経営学論集』第47巻第1／2号・第3号・第4号、2007-2008年）でも人類学・歴史学の成果を使って議論している意図は伝統的マルクス主義が持つ「生産関係」概念の限界点を暗示するためであった。

3) 逆にいうと、具体的規定性を意図的に捨象す／

すなわち、構造的支配—権力パラダイムでは、伝統的マルクス主義でいう、いわゆる「土台」「経済的な生産関係」「経済的階級」が持つ優越的意義を先験的に認めていないのであり、だからこそ、そのような明確な手続きがないのである。前号でも再説したように、そもそもこの抽象水準 Level III では、川端が解釈しているような「社会システム＝資本主義的生産関係」という具体化を行う抽象水準を想定していないのである。したがって、「ある」にも拘わらず意図的に明示していないのではなく、「ない」から明示しようがないのである。

また、（おそらく上記のことを基礎にして）川端論文が指摘している「構造的支配」に対する「違和感」「絶対性のイメージ」というのは、実のところ、直接的には拙著で提起された構造的支配—権力パラダイムに対してなされたものではない。というのも、川端が主張する「絶対性のイメージ」という批判が生まれているのは、筆者の処女論文の一節を、伝統的な「マルクス経済学に基づく企業支配論、とりわけ『企業における生産諸関係』を中核概念とする立場からの主張とほぼ等しい⁴⁾という解釈したことによるからである。

しかし、先ほど述べたように、経済的循環運動にしろ、階級過程にしろ、従来のマルクス主義的発想とは違うことが拙著や拙稿で明示されており、処女論文を川端のように伝統的なマルクス主義的視点で解釈することには明らかに無理がある。

拙稿⁵⁾の「はじめに」でも触れたことである

ゝることで、「一般性」を抽象できる。

4) 川端久夫「構造的支配—権力」パラダイムの一詮議『龍谷大学経営学論集』第48巻第3号、2008年、5頁から引用。以下、「川端論文」と表現する。また、本文中における敬称は略させて頂いた。実はここで引用している「企業における生産諸関係」に対する解釈上の問題が、川端論文が構造的支配—権力パラダイムを誤解する根本原因であるのだが、詳しくは次号で詳説する。

5) 拙稿「構造的支配—権力パラダイムの方法論的立場(1)」『龍谷大学経営学論集』第44巻第3号、／

が、「構造的支配」が理解されにくいことから、CRでいう「社会構造」を活用し始めた経緯も明示している。すなわち、処女論文では萌芽的であった「構造」概念をのちに洗練化しているのであり、拙著はその体系化なのである。

川端は自身が持つ存在論的前提を構造的支配—権力パラダイムに対象化して「違和感」を感じている。「絶対性というイメージ」というのは社会構造を従来のイメージ（構造還元モデル）で捉えた場合＝主体が構造によって完全拘束される場合、のことだが、構造的支配—権力パラダイムが構造還元モデルでないことは、川端論文自体がCRの説明で引用しているとおりである。このことは、拙著でわざわざCRの説明を延々とはじめに持ってきて、従来の「構造」概念とは違う意味で使うことを予告していることからわかるのではないだろうか。これも川端自身が指摘しているとおりなのだが、構造的支配—権力パラダイムにおける「構造と主体」は「共生関係」として捉え、どちらにも還元せず、「（構造主義的な一坂本）物象化論からの主体性回復感」も意図しているのである。

このように、構造決定論という誤解を起こさせないための明確な叙述が何重にもあり、その部分を川端自身も引用しているのにもかかわらず、結果として構造的支配—権力パラダイムを構造還元モデルであると解釈してしまうのは、「社会構造」というコトバに対して持つ川端自身の存在論的イメージを、構造的支配—権力パラダイムに対象化している結果であると判断せざる得ない。

以上のことから、川端論文による構造還元モデルであるという構造的支配—権力パラダイムへの批判は、まず、その論拠に妥当性はなく、ほとんど先入観であるといえる。そして、構造的支配—権力パラダイムが構造還元モデルではない明確な叙述があるのにもかかわらず「社会構造」概念を実体として解釈してしまうのは、批判者自身が決定論的イメージに陥っているか

らなのである。

② 社会構造「区分化有害」論について

では、構造的支配—権力パラダイムにおける「社会構造の区分化」が有害であるという批判点に移ろう。

まず、表現上の問題から答える。社会構造の区分化と関連させて、「構造的支配」概念は従来の「支配」概念とかなり異なっているという批判がなされている。そもそも既存概念と表現が異なるという事実は、批判する根拠にはならない。重要なのは、個別論点に対する説明力としてどちらが有効か、である。そこで、川端論文で主張されているとおりに、「所有行為」「意思決定」「権力」に共通する機能として「支配」を考えたとすると、「所有と支配」論の重大論点が解消できる方向性を示すことが可能となるだろうか。

既存パラダイムで「支配」という場合、具体的には選出権力か（法パラダイム）、占有権力か（組織パラダイム）を意味した。川端論文が主張する「共通する機能」の具体的中身とはいったい何を指しているのだろうか。どういう主体の、どういう行為の、どういう決定内容なのかを限定しないと、「支配」の中身の説明にならないわけだが、川端論文では明示されていない。自らの理論体系における定義に合わないからでは有害であるかどうかの判断基準にはならない。

構造的支配—権力パラダイムに関していうならば、先ほど述べた説明力基準で考えた場合、「構造的支配」概念を考慮することによって、当該企業の当該時期の戦略的要因が特定化でき、それが時間的推移の中で、どの「所有行為」と結びつくのかといった動態的変化を捕捉できたのであった⁶⁾。

すなわち、もし川端論文で提案されているように「構造的支配」概念と別の意味で「支配」概念を使ってしまうと、「支配」の具体的内容が既存パラダイムと同じものになってしまう

⁵ 2004年、36頁で指摘していることである。

⁶ 前号でも再説したとおりである。

うのである⁷⁾。それでは既存パラダイムでは説明できなかった共通する課題である「比重」問題を解決できない。

このことこそが、なぜ人間主体レベルで「支配」という言葉を使わないのか、という批判に対する直接的な答えである。もし川端論文が既存パラダイムとは別の意味で「支配」を使っているのであれば、それを明示し、既存パラダイムのどういう限界をどういう意味で乗り越えられるのかの方向性を示すべきだろう。

次に、より具体的内容として、区分化が有害であるのか否か、の論点に移る。ここでも先ほどの「表現上の問題」と同じ問題構図がある。すなわち、有害か否かの判定基準は、区分化によって「所有と支配」論における重大な課題を解決できるか否か、のはずである。

この基準で構造的支配—権力パラダイムにおける「社会構造」を考えた場合、「生産関係＝活動の交換のやり方＝社会構造」という定義であった。ここでいう「活動」とはなにも現在時における「生きた活動」だけでなく、過去の「死んだ活動」も含まれている。活動が対象化されてモノとなること、そのモノが商品として交換されること、獲得された商品を消費することで活動を（物的・精神的に）解体・吸収することなども、すべて「活動の交換」とみなしている。

すなわち、金融市場・購買市場・労働市場・販売市場における商品の流通は「活動の交換」である。そして、「活動の交換のやり方」というのは「商品関係」を指すのであり、言うまでもなく「生産関係」の一つの具体的形態である。

また、企業内における「活動の体系」も、（商品関係を通じた獲得された）諸商品の具体的な結合プロセスであるから、「活動の交換」であり、その「活動の交換のやり方」は生産関係の一つの具体的形態である⁸⁾。

7) 川端の「支配」概念はおそらく組織パラダイムに類型化されるのではないだろうか。

8) 企業内の組織・管理現象を「生産関係」概念を使って捉えるために、「企業の生産諸関係」概

こうして、「活動の交換のやり方＝社会構造」と考えた場合、「市場における生産関係」は市場的社会構造、「企業における生産関係」は企業的社会構造と規定できることになるのである。

これに対して、川端論文では、市場的社会構造を抽象水準設定の Level II における議論、企業的社会構造を Level I における議論であると分割した上で、割り振りまで行った解釈をしている⁹⁾。

結論を端的にいうと、構造的支配—権力パラダイムにおいて、社会構造の二つの区分と二つの抽象水準とは対応していない。川端は抽象水準の各層（の関係）を「あれかこれか」の二者択一的に理解している。

具体的に検証してみよう。川端が解釈しているように、拙著の Level II の議論がなされている箇所¹⁰⁾で、二つの社会構造（市場的社会構造と企業的社会構造）の記述が出てくるだろう。出てこないのである。実際に二つの社会構造が具体的に、その内容も含めて出てくるのは

念が必要とされるのであり、この概念を提起する最大の利点である。

9) 川端論文 8-9 頁とそこにある脚注 7) で、抽象水準 Level II と Level I との解釈が展開されているが、特に、拙著の Level I における「企業と生産関係」に関する記述に関して「いまひとつ自信が持てない」と表現している。また同じ脚注において、Level I の「企業」の定義の箇所で、片岡の「重層構造化」という表現の引用を「坂本が一面継承・一面批判する片岡信之の企業概念を視野に入れた修飾句であって、格別の含意はなさそうである」としている。川端は片岡の「重層構造化」をどのように解釈しているのだろうか。筆者が引用した意図は「格別の含意」を持たせたからである。生産関係を抽象水準を分けて議論すること、「総体と個別」の論理などを理解し得たから、片岡の「企業の生産諸関係」と「重層構造化」が理解できるのであり、「Level II と Level I との抽象水準と生産関係」の論理構造が理解できないのは、片岡の「重層構造化」をも格別の含意がないと判断しているのと同じである。どちらが片岡説を「一面継承・一面批判」し、「擁護」しているのだろうか。

10) 拙著 32-34 頁である。

図2-3

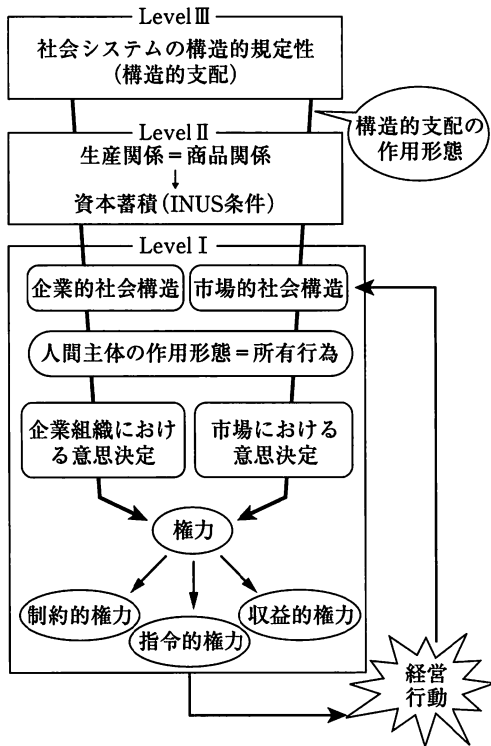
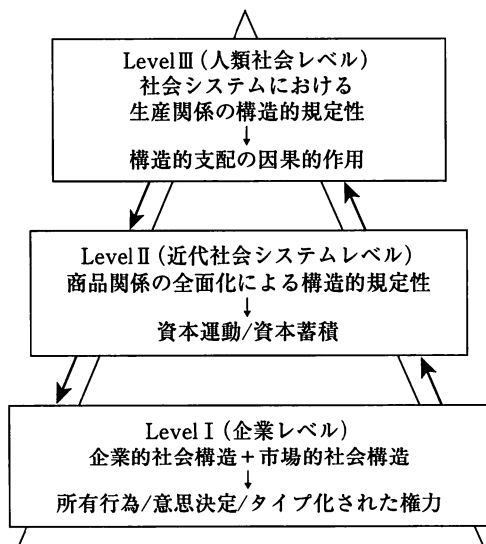


図7-1



Level I の議論が展開される箇所¹¹⁾なのである。

また、川端論文でも引用されている拙著の図(拙著の図2-3のこと。左図を参照)を見ても、二つの社会構造はLevel Iに割り振られている。さらに、同じく拙著最終章の抽象水準の再説の箇所掲げられている図7-1(左図を参照)でも、二つの社会構造はLevel Iに組み込まれている。

すなわち、二つの社会構造の議論が実際に展開されているのは、川端の解釈とは全然違う箇所でなされており、したがって、一当然ではあるが—その内容に関しても、川端の解釈とは全く異なるのである。というより、そもそもLevel IIの記述箇所に「市場的社会構造」は出てこないのである。

抽象水準設定を使って対象を存在論的に階層化したからといって、各層の議論を展開する場合に、他の層が消えてなくなるわけではないし、無視されるわけでは当然ない。それどころか、より抽象度の高い層を前提に低い層を展開しなければならないわけだが¹²⁾、川端は、抽象水準の区分と社会構造の区分とを混同し、同一視している。

社会システムが持つ「構造的規定性=生産関係の総体的配置状況が持つ因果的作用・創発的性質=構造的支配」は抽象水準を下げるにつれて具体的な形態で螺旋的に再生産される。「構造的支配」も各抽象水準では具体的な形態が違うわけであるから、「共通点」を維持しながら、「違い」を「違い」として把握しつつ、螺旋的に再生産される状況を描かなくてはならない。川端

11) 拙著35-43頁である。

12) 「果物—リング・ミカン・ブドウ」という2段階の抽象水準におけるリングの抽象水準を議論する場合、果物における議論が消えるわけでも無視されるわけでもない。それどころか、より具体的な抽象水準で螺旋的に再生産されている。また、抽象度が高い層の議論が低い層を「規定」しているとか「支配」しているとか言うこともない。リングの説明をするときに果物の説明を前提とするが、果物のレベルの議論をいくらしたところで、リングの十全たる説明になっていないのと同じである。

が引用している図2-3において、黒い太線が各レベルを貫通していること、図7-1で太線の矢印が上下に入っていることは、螺旋的再生産をイメージさせるためのものである。

構造的支配—権力パラダイムの場合、共通点というのは「生産関係＝活動の交換のやり方」であり、相違点は、「企業という社会的領域における」活動の交換のやり方と「市場という社会的領域における」活動の交換のやり方ということからわかるとおり、社会的領域の差なのである。それぞれが「企業的社会構造」と「市場的社会構造」に対応するわけであるが¹³⁾、抽象水準は同じ Level I での議論である。

以上のことから、川端の社会構造「区分化有害」論は議論の端緒においてすでに的が外れているといえる。

③ 社会構造「一本化」論について

最後に、なぜ「生産関係」を「社会構造」と表現し、二つに区分化する必要があるのか、を川端が提起する社会構造「一本化」論とかかわらせながら、述べておきたい。

前号でも触れたように、企業の原理的把握で議論が終わるのであれば、「生産関係」概念で十分である。しかし、「所有と支配」論で議論される、企業における権力関係という対象を考えた場合、人間主体の行為の絡み合い（権力）を「比重差」も含めて議論しなければならない。

この「比重差」を理論化でいないことこそが、既存パラダイムを微調整しても（拡大法パラダイム・拡大組織パラダイム）解決できない難点

であった。「比重」問題と呼んだものである。「生産関係」という概念道具を使った場合、そのままでは人間主体に「どの程度の」「どういう意味で」影響するのかを説明できず、この「比重」問題を解消できない。

そこで、CRでいう「社会構造」を使うとどうなるだろうか。前号でも述べたように、先行する条件（「生産関係」）を實在として認め、人間主体に完全依存しつつも、INUS条件を満たす形で因果的作用・創発的性質を及ぼすと論じることが可能となるのである。

すなわち、「生産関係」という概念道具の代わりに「社会構造」と表現しなおすことで、

- 1) 人間主体と同様、社会構造が因果的作用・創発的性質を持つ實在であるとして明確に位置付ける一方、人間主体と異なり、時間的先行性・主体依存性・INUS条件という特質を持つ實在としても、社会構造を規定できる
- 2) 1)を前提に、諸社会構造の配置状況総体によって生み出される因果的作用・創発的性質を「構造的支配」として把握できることになり、「比重差」の理論化に決定的な重要な「戦略的要因」を特定化することになる

という可能性が生まれるのである。

このような構造的支配—権力パラダイムの有効性に対して、川端論文で提言されているような、市場的社会構造と企業的社会構造とを、各々「市場」と「組織」と概念規定し、両者をあわせて「広義の企業（的社會構造）」と捉え直すという作業は、いったい何のためになされるのだろうか。「市場」なり「企業」なりの概念規定をどうするのかは論者の自由であり、実験的にどれが正しいという議論ではないし、「コトバの混乱を招いている」のかどうか¹⁴⁾は

13) レベルⅡにおいては、企業に関する議論が無視されているわけではない。このことは経済学が企業に関する議論をしていないわけではないことからわかる。Level Iにおける二つの社会構造のような具体的な議論が焦点の中核ではなく捨象されているだけである。抽象水準の階層ごとに市場的社会構造と企業的社会構造とが割り振られているのではない。経済学には経済学の、人類学には人類学の抽象水準設定があり、それぞれに「構造と主体」が設定できるのである。「構造」が人間主体とは違う「独自の存在領域」を持ち、「必要条件」として作用する實在であるとみなす議論と抽象水準の設定の議論とを混同してはいけない。

14) 川端論文9頁から引用。川端によると「坂本の議論は一般用語法どおりの〈広義〉の企業と、（市場や資本との関係を捨象した、組織一般との同義の）〈狭義〉の企業とが、そのつどの断りもなしに用いられ」という。川端のいう〈広義〉なノ

コンテキストによるだろう。

川端のいう「企業（的社会構造）」概念の提言によって、何が解決されるのだろうか。そのことが提示されることもなく、「市場（社会構造）」は企業に統合されている。逆にいえば組織ないし集団が市場と関係する（生産物を商品として販売する）ことで企業となる。市場が組織を包摂するとき、組織もまた市場を包摂するのである¹⁵⁾というのは単なるコトバ遊びでしかない。なぜなら、そう解釈したとして、「所有と支配」論の「比重」問題は何も変化しないからである。

「コトバの問題として」ではなく、その概念道具を使うことによって把握される存在論的実在のあり方への解釈が変化するかどうか、それによって、それまで無視ないし解決できなかった重要論点が解消できるか否か、が重要なのである。川端の「企業」概念では、「市場」が持つ因果的作用が消去され、組織の因果的作用に還元してしまうのではないだろうか（詳しくは後述する）。

さらに言えば、「市場」と「組織」と表現している両者の共通基盤はいったい何だろうか。川端論文でいう「社会構造」とはいったい何を具体的に指しているのだろうか。それこそ「そのつどなんの断りもなし」に用いられている。どのような概念上の「区別と連関」を行えば、「所有と支配」論の既存パラダイムが解決できなかった難点が解消可能となるのだろうか。川端の提言によって、これらの諸問題が解決でき

ゝり〈狭義〉の企業概念がどれほどの一般的用語法なのかははなはな怪しいし、筆者のどの記述が組織一般の企業の記述なのかを示して欲しいが（筆者は一貫して企業は歴史的社会的存在であると考えて理論展開している）、これまで詳しく述べてきたとおり、筆者が「そのつど断り」をつけて企業概念を説明していることは明白であると思う。繰り返しになるが、たとえば、拙著の Level II の議論において、市場的社会構造の記述はないのにもかかわらず、あまりに川端の「我流解釈」が強すぎて誤解しているのは筆者ではない。コトバの混乱をしているのは少なくとも筆者ではない。

15) 川端論文 9 頁から引用。

るとは筆者にはとても思えない。

片岡説の場合は、市場と組織との共通点を「活動の交換のやり方＝生産関係」として把握し、それを抽象水準の差を使って説明していることで、「区別と連関」を使い分けながら論述している。また、構造的支配—権力パラダイムの場合、片岡の「生産関係」を継承し、CR である「社会構造」を使って言い換えることで、社会構造（生産関係）が人間主体とは別の実在であり、INUS 条件を満たしつつ因果的作用を及ぼしていると考え、片岡説より議論を一步進め、「構造的支配」概念を導入することで、片岡説をさらに発展させているのである。

しかし、川端論文が前提としている社会的存在論には抽象水準の設定が欠如しているだけでなく（詳しくは次号で論述予定）、方法論としては「構造的要因」は消去され、主体に合成（還元）されている。このような社会的存在論と主体還元論を行ってしまうと、人間主体の行為という抽象水準を設定することで（「重層構造化」という表現を使う意味はここにある）、経営学の対象をオリジナルな社会的領域として設定できた片岡生産諸関係説の到達点は無視されてしまうし、それを継承・発展させている構造的支配—権力パラダイムが解決できた「所有と支配」論における「比重」問題を再び解決できなくさせてしまう。

理論とそれによって提起される諸概念の妥当性の判断基準を「個別論点に対する説明力」におくという観点から言えば、社会構造「一本化」論は「区分化」論より劣っている判断できるだろう。

2. 企業論に関する批判

(1) 川端論文による批判内容

では、構造的支配—権力パラダイムにおける「企業」論に関する（川端論文による）批判内容に移ろう。

まず、「意思決定と所有行為との位置づけ」に関する批判があった。すなわち、構造的支配—権力パラダイムは、意思決定プロセスにおけ

る最終的な終点のみを「所有行為」として把握し、それを意思決定の「本質」とであると考えているという。

川端論文で前提とされている社会存在論では、「社会」というのは人間主体が複数存在を前提に、社会構造は過去の所有行為の累積であるとされる。そして、所有行為は必然的にからみあうことから、時間的・空間的連鎖と相互の絡み合いの差異を認める必要はなく、構造的支配—権力パラダイムにおける意思決定2段階論に反対で、吉田民人の「認知情報の命令情報への転換プロセス」というオーソドックスな理解で十分であるとする¹⁶⁾。

次に、「タイプ化された権力」概念に関する批判がある。構造的支配—権力パラダイムにおける企業論に関する議論において、「所有行為」「意思決定」以外に、「タイプ化された権力」概念¹⁷⁾に独自性があることは言うまでもなく、そのことは明確に把握されている。

構造的支配—権力パラダイムにおいて「タイプ化された権力」概念が導入されているのは、「所有行為の配列や在り方や作動の開始・停止のタイミングなどによって、絡み合いから生じるエネルギーの相殺・相乗が予期せざる帰趨をもたらす。したがって、結果的に発現する諸所有行為間の力のバランスは、もともとの潜在力

の比較とは異なる次元の問題¹⁸⁾」を扱うからであるという。

しかし、川端論文によると、「タイプ化された権力」概念は全体的な議論としては単純であるという。そして、構造的支配—権力パラダイムにおける「タイプ化された権力」概念は、戦略的意思決定主体の特定化から議論が始まり、「指令的権力」と「制約的権力」が戦略的要因の変化に応じて相互に変換し、「収益的権力」も特定化できるという解釈を提起している¹⁹⁾。

「指令的権力」「制約的権力」に関しては受容されており、批判点は「収益的権力」の取り扱いに集中している。川端論文は、このタイプの権力の要件として、

- 1) 売買・貸借ないし出資の相手方であること
- 2) 一方的で関係でなく、両者が対等の関係であること
- 3) 市場的社会構造を利用していること

を見いだしている。

そして、「指令的権力」「制約的権力」「収益的権力」のいずれもが力関係の不均等の帰結であるはずであるということと、「収益的権力」をわざわざ特定化する必要があるのか、すべての商品取引に関して「収益的権力」が当てはまってしまうのではないか、という疑問を提起している²⁰⁾。

16) 川端論文8頁を参照。

17) 構造的支配—権力パラダイムでは、Weberによる「社会的行為において、一人の人間、あるいは多数の人々がその行為に参加している他者の抵抗を押し切ってまでも自分自身の意志を実現できる見込み」という「権力」の一般的定義を、Murphyが洗練化させて展開している「タイプ化された権力」概念が活用されている。具体的には、a) 指令的権力：「社会構造」を利用することで、ある特定内容の指令を発する、ある単位が持つ能力、b) 制約的権力：直接的に命令するわけではないが、「社会構造」を利用することで、他者の意思決定における認知情報に介入し、行使される命令情報の選択可能性を制約する、ある単位が持つ能力、c) 収益的権力：「社会構造」を利用することで、自律的な他者の意思決定を通じて、自らの利益を獲得できる、ある単位が持つ能力、を指している。詳しくは拙著43頁を参照してほしい。

(2) 批判内容に関する返答

まず、「意思決定」概念を二段階で捉え、最終段階の「所有行為」を（意思決定の）「本質」と把握することに対する批判、からはじめる。川端論文で指摘されているとおり、構造的支配—権力パラダイムでは意思決定の最終プロセスとして「現在の所有行為」を捉えてはいる。

このことを前提に、批判への返答として、

① 「所有行為」を意思決定の「本質」と構造的支配—権力パラダイムが捉えているという解釈は妥当か、② 意思決定を二段階に解釈する理

18) 川端論文11頁から引用。

19) 川端論文11-13頁を参照。

20) 川端論文13-14頁を参照。

論的有効性はあるのか、という二つの点の検証を通じて行いたい。

そして最後に、③ 権力をタイプ化する意義について、具体的に返答したいと思う。

① 所有行為「本質」論について

拙著と拙稿では、たとえば、

「所有主体」が意思決定をすることで「所有対象」が時間的にも空間的にも連続的に結合するということを指摘するに終わっている²¹⁾

という箇所があり、そしてその直後の頁で、それぞれ

所有主体を通じた所有対象がただ単に連続しているだけ²²⁾

こうして、様々な人間主体の選択力・意思決定という「潜在的な力」を理論化するべく、「意思決定」概念が導入される²³⁾

と続けた上で、吉田の「意思決定」概念の定義が掲げられている。この箇所において「本質」という表現はどこにもないが、この拙稿19頁の引用文中にある「意思決定」を、筆者が「本質」概念であると無意識的に使っている、と解釈しているようである²⁴⁾。

構造的支配—権力パラダイムが最終選択行為(行動指令)を「本質」と解釈しているという、上記のような批判についての妥当性であるが、「意思決定」概念のこちらが真実の解釈だ、という議論はほとんど生産的ではないし、意味も

ない。しかし、ある論者がある特定の概念をどういう意味で使っているのか、という解釈に関する議論は成り立つし、必要なことではある。

そこで、筆者がどういう意味で「所有行為」「意思決定」というコトバを使っているのかを明確にするために、引用された文章に至るまでのコンテキストを振り返ってみたいと思う。

CRでいうTMSAモデルでは、最終的な人間主体による選択行為を「動力因それ自体」として、人間主体のオリジナルな因果的作用として把握している。ここでいう「選択行為」は、構造的支配—権力パラダイムにおける「所有行為」に相当する²⁵⁾。

最終的な選択行為としての「所有行為」を把握することは、事象として、存在論的には所有対象が時間的・空間的に結合する状況を描出することになる。その状況を拙稿ないし拙著では「『所有対象』が時間的にも空間的にも連続的に結合する」と表現している。

しかし、コンテキストを考えてみると、この表現に至るまで延々とCRの説明を行っているわけであるから、現在時の人間主体の所有行為の議論には、時間的に先行する社会構造の因果的作用が必要条件として(「社会構造の主体依存性」や「INUS条件」のこと)組み込まれることは当然である。

逆に言うと、現在時の「所有行為」概念だけでは、時間的に先行するプロセス(「過去の所有行為」)が持つ「力」(社会構造の因果的作用)を概念化できない。このままの状態では、「比重」問題を解決できず、構造的支配—権力パラダイムに組み込むことはできないのである。

そこで、活用・提起されるのが吉田の「意思決定」概念なのである。吉田の「意思決定」概念を段階的に解釈する意図は、過去の所有行為と現在の所有行為との間にある時間的差異をプロセスとして捉え返すためである。

以上のことから、最終点である「所有行為」

21) 拙稿「構造的支配—権力パラダイムの学説史的位置づけ(3)」『龍谷大学経営学論集』第47巻第4号、2008年、19頁から引用。川端論文では同じ表現をしている拙著41頁の文章が引用されている。

22) 拙著42頁から引用。

23) 拙稿20頁から引用。

24) 川端論文8頁脚注5)で、筆者が意思決定の本質が最終選択行為であると無意識的に使っていると指摘されている。

25) 意思決定の「本質」だと筆者が思い込んでいる、と川端が批判する箇所である。

は可視的に観察可能であるという意味で把握しやすいが、そのみを「本質」であると考えていない。上記のコンテクストを考慮した場合、川端のように解釈するには明らかに無理がある。「意思決定」概念が導入される「本質（あえてこの言葉を使えば）」ないし意義は、時間的に先行する過去の所有行為をどのように理論化するのかという問題意識なのである。

② 意思決定「二段階」論の有効性について

川端論文では、上記「本質」論の解釈を展開後、それを仮に受け入れたと思考実験して、坂本の「本質」論では所有行為の時間的・空間的連鎖を捕捉できないではないか、企業的社会構造・市場的社会構造を必要条件とする所有行為を捕捉できないではないか、と批判を拡大させている²⁶⁾。これがここでいう「二段階」論の有効性にかかわる論点である。

前項で詳しくコンテクストまで細かく指摘したとおり、筆者は最終選択行為が「本質」だと思っていないから、二段階的な「意思決定」概念を導入したのである。「過去の所有行為」は現在時の認知情報、評価情報、指令情報、選択原理というあらゆるレベルに介入すると考え、それを理論化しようという問題意識なのである。川端自身が述べている「時間的に先行する所有行為」「二つの社会構造を必要条件とする所有行為」を捕捉できないから、二段階になっているのである。

学会・研究会における報告や筆者の研究自体の進展によって、拙稿三部作を書いた段階より、「所有行為と意思決定」の位置関係に関して、さらなる明確化・洗練化を行っている。前号で明示しておいたが、川端論文では参照し得なかった点であり、またここでの論点にかかわるので、簡単に振り返っておきたい。

前号のCRの再説の箇所でも指摘したとおり、CRの特徴の一つに時間的契機を組み込む点がある²⁷⁾。これは拙著でも拙稿三部作でも繰り返

し指摘している点であるし、重要な点である。

なぜなら、「先行する社会諸条件」を社会構造として捉え、その因果的作用・創発的性質を理論化するためには、社会的存在論に時間的契機を組み込むことが重大であるからだが、「所有行為」を考える場合にも、当然、時間的契機は重視されている。「現在時の所有行為」を概念化することは、従来の包括的所有（行為）論でも達成しており、空間的な所有行為の広がりを把握するという点に関しては有効なのである。

しかし、「過去の所有行為」が持つ因果的作用、換言すれば、所有行為の時間的連鎖の広がりには把握できていないと構造的支配—権力パラダイムでは判断している。そして、これこそが、権力の動態的変移を説明できない理由なのであった。

念のためにいえば、ピヨン・吉田・片岡らの包括的所有論は、企業という抽象水準における人間主体の行為の連鎖を具体的に把握させてくれるという意味で有効であることは拙著で指摘している（所有行為の空間的連鎖の把握）。批判したのは、「所有と支配」論の（特に）「比重」問題を、そのままでは分析できないと言っただけである（時間的連鎖の把握不可能性）²⁸⁾。

「所有行為」概念で存在論的な現在時の所有

、し主体還元モデルと考えられている）とCRの「分析的二元論」との決定的な差になる。詳しくは Margaret Archer, *Realist social theory: the morphogenetic approach*, Cambridge University Press, 1995. で展開されている。

28) 川端論文7-8頁の脚注4)で、包括的所有論が（筆者のいう）「意思決定」概念や「タイプ化された権力」概念が組み込まれていないから限界だ、などと筆者が言っているかのような記述があるが、拙著なり拙稿のどこにそういう内容の記述があるのだろうか。包括的所有論の有効性を認めた上で、そのままでは個別領域としての「所有と支配」論における「比重」問題は解決できないといっただけである。また、その際、包括的所有論が「所有と支配」論を直接の研究対象にして作られた概念ではないので致し方ない、という断りを、拙著56頁脚注106)でわざわざ明記している。川端の解釈は曲解である。

26) 川端論文8頁を参照。

27) この時間的契機を導入していることこそが、ギデンズの「構造化理論」（中間還元モデルない

行為の空間的連鎖・広がり・因果的作用を把握する一方で(包括的所有論の到達点)、「意思決定」概念で存在論的な過去の所有行為の時間的連鎖・広がり・因果的作用を把握しようとしているわけである(意思決定「二段階」論)。

こうして、ようやく「二段階」論と「一段階」論とのどちらが有効性を持つかを評価できる状況となる。

川端論文によると、構造的支配—権力パラダイムは、「社会構造の区分化」が原因となって、ここでのいう意思決定「二段階」論を生み出しているという。実は、この解釈が、(前項で反批判しておいた)川端による社会構造「区分化有害」論へとつながっている。

そして、反批判の箇所では、社会構造の「区分化論」と「一本化論」とを比較したときに前者に優位性があることはすでに述べておいた²⁹⁾。そして、そこで使った問題構図が再びここでも当てはまってしまう。

すなわち、意思決定二段階論か一段階論かの妥当性判断基準は説明力の差で行う以外ない。具体的に言えば、川端自身が筆者に向けて発している批判であった「時間的に先行する所有行為」「二つの社会構造を必要条件とする所有行為」を捕捉できるのは二段階論なのか一段階論なのかということを検証してみることで、説明力の差が明確化され、コトバ遊びに終止符を打つことができるのである。

川端のいう「一段階」論を採用した場合、川端が批判している「時間的に先行する所有行為」「二つの社会構造を必要条件とする所有行為」を捕捉できるのだろうか。さらにいうと、どういう理論的展開によって、「比重」問題は解決できるのだろうか。

短い非常に重大な記述がある。もし川端が「先行する所有行為の累積が持つ因果的作用」をどのように把握するのかと聞かれれば、「所有行為の時間的・空間的連鎖と「相互に絡み

合っている」こととの間には格別の差異を認めない」「所有行為の連鎖はほぼ必然的に絡み合う筈だから」³⁰⁾と返答することになるのだろう。しかし、それでは自らが発している批判には少なくとも答えることはできないことは確かである。

「必然的に絡み合う」というが、「過去の所有行為」のうち、誰の所有行為が、他の誰かの所有行為より、ある特定時点ではなぜ優位になったり、劣位になったりするのだろうか。ある特定所有行為が、ある時点で、「必然的に」絡み合い、別の所有行為は「必然的に」絡み合わない差はどこから生まれるのだろうか。このような問いは、問い自体が消去されているのである。

川端論文で前提化されている社会的存在論は実は主体還元論だからだといってしまおうと話が終わってしまうが、主体還元論ではどれだけ精緻に理論展開しても、「所有と支配」論という拡大組織パラダイムと同様の説明力しか持てない。構造的支配—権力パラダイムでいう「比重」問題は解決できないのである³¹⁾。

以上のことから、少なくとも、「所有と支配」論に対する説明力という観点から「二段階」論と「一段階」論と比較検討した場合、前者に優位性があるということになるだろう。

③ 権力のタイプ化を行う意義について

次に、「タイプ化された権力」概念に関する批判点に移ろう。川端が企業内の所有行為の間に一定の権力関係(「比重」問題！)が存在することは拙著からの引用文で認めている。しかし、「指令的権力」の特定化に関する叙述において、「戦略的意思決定主体の特定化から議論が始まっているだけで議論としては単純」となっていた。

議論が単純かどうかはともかく³²⁾、構造的支配—権力パラダイムにおいて、「戦略的意思決

29) というよりも、区分化の意義がほとんど理解されていない。

30) いずれも川端論文8頁から引用。

31) 拙著233頁で詳しく説明している。

32) 当然、もっと複雑な権力関係を表してくれるコトバの分類があるかもしれないし、それは今後の課題の一つだと考えている。

定の特定化」には当該の時空的条件下における当該企業の「戦略的要因（戦略的意思決定ではない）」が判明しなければならない。そして、その要因を把握するためには「社会構造の配置状況総体（構造的支配）」を考慮しなければ無理なのである。

すなわち、「構造的支配→戦略的要因の特定→戦略的所有行為主体の特定→指令的権力の行使主体」となるのであり、「戦略的意思決定主体の特定化から議論が始まる」のではない。ある主体の所有行為が「戦略的」となるのは、組織階層の上部を形式的に占めるからではなく³³⁾、「構造的支配」状況に対応した戦略的要因が特定できてからなのである。諸社会構造の配置状況総体は時空的条件で変移するから、戦略的要因も変移するのだった。それが指令的権力の構成主体の変移と連動する。こうして「比重」問題が解決可能となるのである。指令的権力と制約的権力が変換可能であることは受容されているが、川端がいう意味で、指令的権力と制約的権力を受容されては困る。三つのタイプ化された権力は相互に変換可能なのである。

川端論文が前提としている社会的存在論では諸「所有行為」を等価的連鎖としてしか把握できない。意思決定ないし所有行為の分節化だけでは、権力に比重をつけて三つにタイプ化することはできない。「必然的に」という主体還元モデルが前提とする社会的存在論では、すべての所有行為が絡み合うはずだと言っているだけだからである。

なぜある特定所有行為が戦略的となるのだろうか。

33) 株式会社制度の場合、形式的には株主総会が最高意思決定機関であるから、すべての権力は株主に源泉があることになってしまう。これはまさに法パラダイムの「神話」である。また、組織パラダイムのように、専門経営層が戦略的意思決定主体だというのも、どの階層を専門経営層というかは論者によって変わる。拙著の具体的事例を見ればわかるように、時間的推移によって戦略的意思決定主体は変移するのである。いずれのパラダイムに依拠するにせよ、戦略的意思決定主体の特定化から議論が始まると簡単には言えないのである。

うか。また、なぜ戦略的意思決定主体は時間的に変移していくのだろうか。この種の問題は解決のやりようがないのである。

所有行為の連鎖を「等価性」としてではなく「比重」があるものとして描くには、所有行為とは時間的にも空間的にも次元が異なる実在を認めつつ（「社会構造（生産関係）」とその因果的作用を実在として認めることの意義）、両者に共通する基準で、多くの人間主体の因果的作用に偏差をつけるものがなければならない。それこそが「構造的支配」なのである³⁴⁾。

さらに、収益的権力の特定化に関する批判がなされている。川端論文では事例を通じてなされているので、ここでも事例に即した返答をおこなっておく。

まず、栗原（稲）工場の場合、「染屋の瀧田」「問屋」が挙げられている。瀧田の場合、単なる購買取引（生地を染めてもらう相手）を超えて金融上の取引までが生まれていた。また、問屋は初期の段階では金融以外にも介入しているが、徐々に単なる販売上の商取引関係になりつ

34) 川端論文では拙稿「企業支配論の新展開(3)」『龍谷大学経営学論集』第43巻第2号、2004年において使用されている「支配権力」という表現が、拙著やその後の拙稿で「指令的権力」へと何の断りもなく変更していると批判している。「支配権力」という表現は人間主体の権力行使の中に社会構造の因果的作用が含まれていることをなんとか描出するために行ったものであった。しかし、研究会・学会等で「支配権力」という表現があまり理解されないことから、CRでいう「構造」概念を活用することを思い至るようになり、権力のタイプ化の定義に「社会構造」という用語を入れて表現するようになった。この辺の経緯は拙稿「構造的支配—権力パラダイムの方法論的立場(1)」『龍谷大学経営学論集』第44巻第3号、2004年の「はじめに」で触れたとおりである。実際、拙著における「タイプ化された権力」概念の定義には、CRでいう「社会構造」が組み込まれている。そして、この定義の前には、かなり詳しくCRの説明が展開されている。したがって、「タイプ化された権力」概念の定義に「社会構造」が組み込まれているということは、Murphyが使用した「タイプ化された権力」とは違った意味が付与されているのは自明ではないだろうか。

つあった。しかし、Ⅲの時期には一時的に収益的権力を行使し(鈴木商店)、制約的権力にまでなりそうになった。

確かに、当該主体が収益的権力を構成するの
か否かの判断はかなり解釈の分かれるところではある。しかし、ここでもコンテキスト、収益的権力を描出する意義が重要なのである。

栗原(稲)工場の事例において、収益的権力構成主体を指摘するポイントは、瀧田の場合であれば、瀧田以外に貸し手がないという金融市場における当時の栗原(稲)工場の位置が、問屋の場合であれば、当該時期の販売市場における栗原工場の位置(独占の程度)が、それぞれ当該時期の栗原工場の経営規模・経営力(企業的社会構造)と相まって(諸社会構造の配置状況総体!)、瀧田ないし問屋に制約的権力ないし収益的権力を構成させるような配置状況総体であったという点にあるのである。

また、芝浦製作所の事例であれば、途中で株式会社化することで、大株主である三井家の人々は独占的株式保有状況を通じて、収益的権力を行使した。これは株式会社制度上、そうなっているのであり(当時の芝浦製作所にとっての金融市場の配置状況)、実際、彼らの「所有行為」の判断基準は収益的側面だけであった。

三井同族・GE³⁵⁾の収益的権力は、市場における独占を通じて、通常以上の収益を抽出することを意味する。単なる商取引によるもの以上であり、権力分析上、重大な影響を及ぼしているから、指摘されなければならないのである。商取引は独占の状況下でなされれば、一方に必要な以上のものを獲得させる条件を付与するのである。

すなわち、これらの収益的権力の描出する際に、「市場的社会構造」「市場における独占の状況」という表現が使われていることからわかるように、単なる商品取引状況が要件ではない。一定の独占的閉鎖状況が要件である。

金融市場というのは貨幣という特殊な商品を

対象としていることから、独占的閉鎖状況が生まれやすい。それが企業の資金調達過程が関係する金融市場の「特殊な性格」³⁶⁾で、収益的権力の根拠となりやすいわけであるが、染屋・問屋・GEを考えればわかるように、何も金融市場だけに固有のものではない。市場における独占的位置は一般的商取引以上の収益的権力や制約的権力を一方に与えるのである。

最後に、収益的権力はすべての商品取引に当てはまってしまい、わざわざ指摘する必要性があるのかという批判にうつるが、Murphyによって定式化された「タイプ化された権力」概念は、もともと教育社会学の領域を分析するために考案されたものである。導入された意図は、学校システムと外部の社会システムとの権力関係を理論化するためである。より一般化していえば、相対的に自律している社会領域が別の社会領域から受けている権力なり、影響なり、制約なり、収益の抽出なりを理論化するためである³⁷⁾。企業レベルにおける権力分析に適用すれば、企業レベルにおける組織メンバー外の主体による権力行使を組織メンバー内の主体による権力行使と同一線上で理論化させてくれる可能性があるのである。

わざわざ指摘する必要があるのかという川端が行っている最後の批判内容は、Murphyによって実はすでに想定されており、「タイプ化された権力」概念はその種の批判を踏まえた理論化である³⁸⁾。少し長いが引用しておく。

36) ここでいう「特殊な性格」とは、Beth Mintz and Michael Schwartz, *The power structure of American business*, University of Chicago Press, 1985., pp. 35-36. で述べられている(他の市場とは違う)金融市場が持つ「非対称性」に相当するものである。

37) Raymond Murphy, *Social closure: the theory of monopolization and exclusion*, Oxford University Press, 1988., Chapter7 で詳しく展開されている。

38) Murphyによる権力のタイプ化は、彼の「閉鎖理論(Closure Theory)」を基礎にしている。彼の「権力」概念の弱点はあらかじめタイプ化されたものを社会現象に当てはめている点にある。説明力という観点からいえば、拡大組織パラダイム

35) 三井物産が入っているのは誤記である。

一般的に、相互依存しているものとして特徴づけられるあらゆる社会単位は、他の社会単位に対して、何らかの制約を課するような権力なり、そこから収益を抜き取ることができるような権力なりを保持している。例えば、労働者階級が物理的な意味で生き残るためには食わなければならないという事実は、雇用者に対して、労働力の確保のために必要最低限度の生活が可能となるような賃金を支払わなくてはならないという制約を課することになる。しかしだからといって、理論というものが果たさなければならぬ役割は、重要性の如何に関わらず、想定されうるすべての権力関係の膨大なリストを作ることではない（修飾・傍点一坂本）。そんなことではなく、（対象のメカニ

ズムを解明する上での一坂本）キーとなる重大な権力関係を描くことこそが重要なのである³⁹⁾。

以上のことから、すべての商取引関係を収益的権力で指摘しようとしているわけでは当然なく、当該企業に及ぼしている程度が他の所有行為主体と比べた場合に重大であるから、それを抽出して指摘する必要があるのである。一定の現象が起きる諸要因を「膨大なリスト」としてすべて書き出すことが重要なのではない。権力分析上、重大な影響を及ぼしている場合に指摘する必要が出てくるのである。

（受理 2009年4月3日）

ムと同程度となるが、組織パラダイムと同様、やはり「比重」問題を解決できない。すなわち、時間的推移の中で、タイプ化された各権力主体が動態的に変移することを説明できないのである。閉鎖理論の用語でいえば、閉鎖諸対象の存在論的な配置状況総体を考慮しなければ、「比重」問題は解決できない。権力に偏差を生み出し、タイプ化を引き起こす「共通の基盤」を探索しなければ、先験的にタイプ化したものを当てはめるざるをえないのである。この点、構造的支配—権力パラダイムはその共通基盤として、「構造的支配」が権力の比重分析を行う際に理論化されており、Murphyの「権力」概念を使いつつ、その限界点を乗り越えた形になっているのである。ちなみに、MurphyはCRに関して注目しており、それに関する論文も書いている。おそらく、閉鎖対象の諸関係という課題を感じていたからであろう。詳しいreviewは今後の課題である。

39) Murphy, *op. cit.*, p. 159. から引用。なお、訳文は筆者によるもので、訳書に従っていない。